

熊本県立八代農業高等学校 いじめ防止基本方針

平成28年3月28日改訂
令和3年2月24日改訂
熊本県立八代農業高等学校

目 次

はじめに	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
3 いじめ防止等の対策のための組織	5
(1) 構成員	
(2) 組織の役割	
4 学校におけるいじめ防止等に関する取組	6
(1) 取組の評価、校内研修会等	
(2) いじめの未然防止の取組	
(3) いじめの早期発見の取組	
5 いじめに対する措置	9
6 いじめの解消	9
7 重大事態への対処	10
(1) 重大事態の発生と調査	
(2) 調査結果の提供及び報告	
参考資料	
① いじめ未然防止マニュアル	
② いじめ早期発見・対処マニュアル	
③ 教育相談体制	
④ いじめ防止等リーフレット	
⑤ いじめ防止年間計画	
(年度ごとにいじめ対策委員会が見直し、作成するものとする)	

はじめに

この「熊本県立八代農業高等学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終決定。以下「国の基本方針」という。）並びに、「熊本県いじめ防止基本方針」（令和2年11月24日改訂。以下「県の基本方針」という。）を踏まえ、本校が県教育委員会、家庭、地域その他の関係機関との連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途中にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどう

しようという気持ち)等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。(以下同じ。)

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、生徒には様々な背景(障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等)がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように

積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）の人権

擁護機関等)との適切な連携が必要であり、日頃から、学校と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校に、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、「いじめ対策委員会(以下「対策委員会」という。)」を設置する。なお、いじめの防止等のための校内組織を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

(1) 構成員

対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事(情報集約担当)、教育相談・支援部長、人権教育主査、各学年主任、養護教諭、臨床心理士とする。

(2) 組織の役割

対策委員会は学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

①未然防止

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

②早期発見・事案対処

ア いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

イ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

③ 学校基本方針に基づく各種取組

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ウ 学校基本方針が本校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- エ 各学期及び年度末に取組の検証を行うため、年間3回の検証会議（職員研修）を実施する。また、年度末には、年間の取組を総括する検証会議を実施する。

4 学校におけるいじめ防止等に関する取組

（1）取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

- ① 学期ごとの検証会議等の機会をとらえて、生徒からの悩み相談やいじめに関する訴え及びいじめ被害にあった生徒に対して適切な対処ができるように、すべての職員が教育カウンセリング技法等の習得並びにスキル向上を図るための職員研修を実施する。
- ② 「心のアンケート（いじめアンケート）」や「Q-U（学級診断用アンケート）」を実施した後、学級アセスメント会議等での情報共有の機会をとらえて、生徒の実態把握の状況やいじめ防止等の取組状況等を評価する。
- ③ P T A総会や保護者連絡会等の機会をとらえて、家庭との連携のあり方や、特にインターネットを通じて行われるいじめ防止等への取組、さらには家庭に対する啓発活動の状況について評価を行う。
- ④ 関係機関との会議等の機会をとらえて、連携のあり方や、特に重大事態の防止等への取組状況について評価を行う。

（2）いじめの未然防止の取組

①全教職員が日常的に行う取組

- ア 生徒のいじめ問題に対する認識の深まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校や学級全体に醸成する。（ホームルーム、全校集会）
- イ 生徒の「規範意識」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、学校や社会の「規律」を守る指導の充実を図る。（授業、ホームルーム、全校集会、学校行事）
- ウ 生徒の「自尊感情」や「自己肯定感」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、道徳教育の充実を柱として自尊感情や自己肯定感の醸成に向けた教育活動の充実を図る。（授業、ホームルーム、学校行事、生徒会活動、課外活動）
- エ 生徒の「学校生活満足度」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、教育活動全般を通じて満足度向上につながる取組を工夫する。（授業、ホームルーム、学校行事）
- オ 教師による深い生徒理解に基づく生徒との「信頼関係」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、教育活動全般を通じて信頼関係を醸成するとともに教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。（授業、ホームルーム、学校行事、生徒会活動）

カ 生徒と生徒が「心の絆」を深めていくことがいじめ防止につながるとの認識に立ち、教育活動全般を通じて絆づくりの機会を設定することに努める。（授業、ホームルーム、学校行事、生徒会活動）

キ 人権意識の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、通常の教育活動に加えて、「心のきずなを深める月間」や「人権週間」等の取組を通じて、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする態度および実践力や行動力を育てる。（授業、ホームルーム、学校行事）

ク 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生やいじめの深刻化を招く場合もあるとの認識に立ち、教職員研修等を通じて指導方法の工夫・改善を図る。（職員研修）

ケ 教職員が「いじめを絶対に防止する」との基本的認識を持ち、いじめに関する事例研究等を通じていじめ防止等に向けた実践的指導力を向上させるための校内研修の充実を図る。（職員研修）

コ 教職員が真摯に生徒と向き合うことによっていじめを防止できるとの認識に立ち、生徒の変化に迅速に対応できるよう、生徒と向き合う時間を確保するための学校改革を推進する。（業務の見直し）

サ P T A連絡会や学校開放行事などのあらゆる機会をとらえて、学校、家庭及び地域の連携を深め、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けた取組を工夫する。

② 授業の際に行う取組

ア 学習意欲の向上がいじめ防止につながるとの認識に立ち、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業を行い、授業のはじめに明確なねらいを示して生徒が活躍できる授業展開を工夫するとともに、一時間ごとに生徒の学習到達状況を確認する。また、言語活動の充実を図ることでコミュニケーション能力を向上させ、良好な人間関係を築くことができる力を育成する。

イ 豊かな心を育てることがいじめ防止につながるとの認識に立ち、特に専門教科教育において、農業と家庭の専門高校で学ぶことの意義や重要性を理解させ、様々な人々との触れ合いや豊かな体験の機会等を通じて、他者への思いやりの心や自他の命を大切に作る心、人権尊重の態度、物事に感謝する心を身に付けさせるなど、社会を生きぬく豊かな心を育成する。

ウ 情報モラル教育の推進がいじめ防止につながるとの認識に立ち、情報に関わる法令学習やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用にともなう危険性に関する学習をとおして、生徒がいじめや犯罪を起こしたり、巻き込まれたりしないように指導内容を充実させる。

③ ホームルーム活動の際に行う取組

ア 学校生活の基盤であるホームルームでの満足度向上がいじめ防止につながるとの認識に立ち、定期的な面談等を通じて生徒一人一人との深い信頼関係を築くとともに、生徒の居場所を確保し、生徒同士が安心して付き合える人間関係づくりができるように支援することを通じて、居心地の良いホームルーム環境をつく

る。

イ 豊かな人間関係の形成がいじめ防止につながるとの認識に立ち、ホームルーム内の人間関係形成をはじめとして、学校行事や部活動等への積極的な参加により生徒が集団の中での体験活動や交流活動の機会をとおして、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動できるよう指導する。

ウ 学校と家庭の連携を深めることがいじめ防止につながるとの認識に立ち、家庭訪問や三者面談、学級通信の発行等を通じて家庭との信頼関係の醸成に努める。

④生徒会活動を支援する取組

ア 生徒自らが本校からいじめを根絶しようという強い決意をもつことがいじめ防止につながるとの認識に立ち、生徒が主体となる取組（学校いじめ根絶宣言の採択、こころの絆を深める標語コンクールの実施など）を支援する。

(3) いじめの早期発見の取組

①全教職員が日常的に行う取組

ア いじめは発見しにくいという認識に立ち、すべての教育活動において注意深く生徒を観察し、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階からの的確に関わり、生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように組織的に対応し、いじめの早期かつ的確な認知に努める。

イ 昼休みや放課後など教師の目が届きにくい時間帯においていじめが行われやすいという認識に立ち、計画的に校内巡回をおこなって生徒の人間関係を観察し、いじめの早期かつ的確な認知に努める。

ウ 教師と生徒の信頼関係を深めることがいじめの早期発見につながるとの認識に立ち、いじめに関する相談や通報をしやすい雰囲気づくりをすすめるとともに、「スクールサイン」の周知などの環境整備を行い、いじめの早期かつ的確な認知に努める。

②ホームルーム担任を中心に定期的に行う取組

ア より正確な生徒理解がいじめの早期発見につながるとの認識に立ち、不断の生徒観察や面談等に加えて、「心のアンケート（いじめアンケート）」や「Q-U」等の調査を定期的実施するとともに、学級アセスメント会議の開催などを通して生徒に関する情報の共有化を図り、いじめの早期かつ的確な認知に努める。

イ 生徒がいじめに対して正しい認識を持つことがいじめの早期発見につながるとの認識に立ち、具体的な事例を基に主体的に考える学習をLHR活動等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを生徒に考えさせる機会をもたせることにより、いじめの早期かつ的確な認知に努める。

ウ 学校と家庭、地域社会等との連携を深めることがいじめの早期発見につながるとの認識に立ち、保護者会等の機会を有効活用するとともに、「学校通信」や「学級通信」等を活用して生徒に関する情報の共有化を図る体制づくりをすすめ、いじめの早期かつ的確な認知に努める。

③ 生徒会活動を支援する取組

ア 生徒が気軽に相談できる生徒主体の委員会がいじめの早期発見につながるのと認識に立ち、生徒会代議委員（級長）会にいじめ対策の委員会としての機能をもたせることにより、いじめの早期かつ的確な認知に努める。

5 いじめに対する措置

- (1) 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものである。よって、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えなければならない。
- (2) 各教職員は、学校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない。
- (3) 「対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- (4) いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (5) 必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておくものとする。
- (6) 重大事態発生時には、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとする。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（1）及び（2）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- ② いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ③ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ① いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「対策委員会」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて、知事へ事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告する。

調査の主体は、学校の設置者が主体となって行う場合（県立学校においては、教育委員会規則で定めるもの）と学校が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれが

あるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

県立学校において、学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

なお、この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

ア 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。

イ 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

ウ いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。

エ 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。

オ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。

カ 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

キ 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取る

とともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて学校の設置者より積極的に指導・支援をうけ、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

⑤ その他留意事項

重大事態については、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、学校の設置者及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合、当該学校の設置者は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

② 調査結果の報告

県教育委員会を通じて知事に報告する。